

# 平成26年 春の火災予防運動

— 全国統一防火標語 —

消すまでは 心の警報 ONのまま

3月1日(土)から  
7日(金)まで



## 住宅火災を防ぐために

- 寝タバコは絶対しない
- コンセントのホコリを清掃する
- 家の周りに放火されやすい物を置かない
- コンロ周りに燃えやすい物を置かない

## 住宅用火災警報器の確認を

- 住宅用火災警報器の設置場所を確認しましょう  
※全ての寝室と、上階に寝室がある場合は階段部分にも設置を
- 定期的に維持管理しましょう  
※定期的なホコリ清掃と、年に一回は動作点検を

### 問い合わせ ※お近くの消防署までお気軽に

- 甲賀広域行政組合消防本部予防課 ☎63-7932
- 水口消防署 ☎63-1119
- 水口消防署土山分署 ☎67-1199
- 甲南消防署 ☎86-3119
- 甲南消防署甲賀分署 ☎88-7701
- 信楽消防署 ☎82-0119
- ホームページ <http://www.koka-koiki.jp/>

### 普通救命講習 受講者募集

- 日時 / 3月8日(土) 9時~12時 (受付8時30分)
- 場所 / 甲南消防署 会議室
- 対象 / 市内在住・在勤の方
- 内容 / 心肺蘇生法およびAEDの使用方法
- 申込締切 / 3月7日(金)
- 定員 / 先着20名
- ※参加費無料
- 問・申 / 甲南消防署 救急係 ☎86-13119
- ☎86-10719

## 市職員採用試験 のお知らせ

- 募集職種 / 理学療法士(追加募集)
- 採用予定人員 / 2名
- 受験資格 / 次のア、イの要件を満たす方  
ア 理学療法士免許をお持ちの方、または平成25年度中に実施される国家試験において免許取得見込みの方
- イ 昭和48年4月2日以降に生まれた方
- 試験日 / 平成26年3月21日(祝)
- 試験内容 / ア □口述試験(個別面接) 20分程度  
イ 作文試験 60分
- 合格発表 / 平成26年4月11日(金)予定
- 採用日 / 合格発表の日から2ヶ月以内の日で相談に応じます。
- 受付期間 / 3月14日(金)までの執務時間中(8時30分~17時15分)
- ※郵送で申し込まれる方は3月12日(水)までの消印有効

申込み・問い合わせ  
職員課 人事係  
☎65-0669  
☎63-4561

# 国民健康保険被保険者証について

## 新しい保険証を発送

国民健康保険の被保険者証(保険証)が、4月1日から新しくなります。  
新しい保険証は3月末までに、各被保険者に届くよう簡易書留で郵送します。配達の際にご不在の場合は、留め置き期間内(通常10日間)に、郵便局へ受け取りに行くか、郵便局へ配達希望日ご連絡してください。留め置き期間経過後は、市役所で保管します。  
3月中に保険証を受け取ることができなかった方は、保険年金課へご連絡の上、保険年金課または最寄りの地域市民センター(旧支所のみ)でお受け取りいただくか、希望により再度郵送させていただきます。

### 窓口で受け取りの際に必要なもの

- 本人確認書類
- 有効期限切れの保険証
- 印鑑
- 委任状(同一世帯以外の方が受け取られる場合)

次のようなときは、すぐ届出をしてください。  
●保険証を紛失したとき  
●保険証が汚れて使えなくなったとき  
●職場の健康保険に加入したとき  
●家族の健康保険の扶養になったとき  
●保険証を受け取られたら、加入者全員の保険証があるか、名前や生年月日に誤りがないか確認してください。  
※保険証は他人に貸したり、借りたりすることはできません。

## 七十歳以上の高齢受給者証をお持ちの方へ

平成26年度から、70歳から74歳までの方の自己負担割合が変更になります。  
昭和19年4月1日以前生まれで、すでに70歳以上の方は、現在の負担区分のまま据え置かれます。  
●二割(平成26年3月31日までは一割)の証をお持ちの方：保険証と別便で、高齢受給者証もお送りしますので、併せてご確認ください。  
●三割の証をお持ちの方：現在のものを引き続きお使いください。

昭和19年4月2日以降のお生まれの方は、70歳の誕生日の翌月(1日が誕生日の方はその月)から別表の負担割合となります。誕生月の月末(1日生まれの方は前月末)に高齢受給者証を郵送しますので、受診の際は、「保険証と高齢受給者証」を併せて提示してください。

70歳~74歳の方の自己負担割合		
現役並み 所得者以外	昭和19年4月1日 以前生まれの人	1割
	昭和19年4月2日 以降生まれの人	2割
現役並み所得者 (同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の方など。詳しくはお問い合わせください。)		3割

問い合わせ  
保険年金課 国保年金係  
☎65-0688 / ☎63-4618

## 個人情報を含む小型電子機器を市が引き取り

— ノートパソコン、携帯電話など —

市では、4月から更なるごみの減量、資源循環を促進するため、使用済小型電子機器のリサイクルを行います。

それに伴い個人情報保護のため、ノート型パソコン・携帯電話等の個人情報を含む機器(粗大ごみは除く)については、各地域市民センターで回収を行いますので、執務時間内にお持ち込みください。

なお、通常どおりごみ集積所等に出される場合は、必ずデータを削除してから出してください。

また、パソコンはメーカーが引き取るリサイクル制度もあります。制度の詳細は直接メーカーにお問い合わせください。

問い合わせ  
生活環境課  
☎65-0690 / ☎63-4582